

新潟県特別障害者手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第2号

新潟県特別障害者手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

新潟県特別障害者手当等の支給に関する規則（昭和61年新潟県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改				正				前			
別記											
第1号様式（第2条関係）											
障害児福祉手当				氏名				氏名			
特別障害者手当				受給者				住所			
（福祉手当）				変更届				変更届			
(略)											
受給者の住所 及び個人番号				変更前							
				変更後							
(略)											
(略)											

注 1 氏名を変更した場合にあつては、戸籍の抄本を添付すること。											
2 住所を変更した場合にあつては、個人番号欄に受給者の個人番号を記入すること。											

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

